

泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業の事業計画認可について

下記のとおり、茨城県知事より泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業の事業計画が認可を受けましたので、都市再開発法施行規則第39条第2項の規定によりお知らせします。

平成30年5月24日 泉町1丁目北地区市街地再開発組合

茨城県告示第 686 号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第3項の規定により、泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業の事業計画を認可したので、同法第19条第1項の規定により告示する。

平成30年5月24日

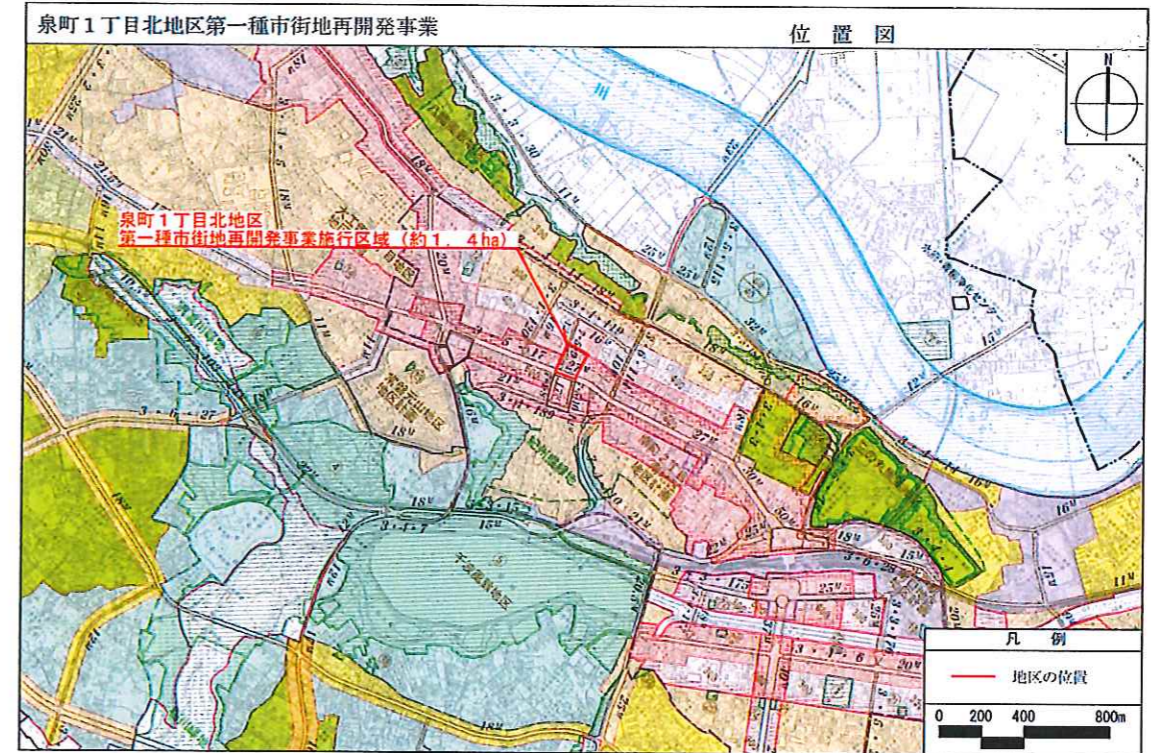
茨城県知事 大井川 和彦

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| 1 組合の名称 | 泉町1丁目北地区市街地再開発組合 |
| 2 事業施行期間 | 事業計画の認可公告の日から平成34年8月まで |
| 3 施行地区 | 水戸市泉町1丁目、泉町2丁目の各一部 |
| 4 事務所の所在地 | 水戸市泉町2丁目3番2号 |
| 5 設立認可の年月日 | 平成29年6月12日 |
| 6 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 | 平成30年6月22日 |
| 7 事業計画の認可の年月日 | 平成30年5月24日 |

本事項の内容についてのお問い合わせは、下記の事務所までお願いします。

泉町1丁目北地区市街地再開発組合事務所
水戸市泉町2丁目3番2号 中央ビル6階
029-222-5855

○地区の位置図



○施行区域図

